

（参考） 中小企業者要件についての確認事項

事業形態（法人 A、法人 B、個人事業者）に応じて、次ページからの①～⑥のいずれかに該当する場合は、本支援金の対象外となります。該当する項目がないかご確認ください。

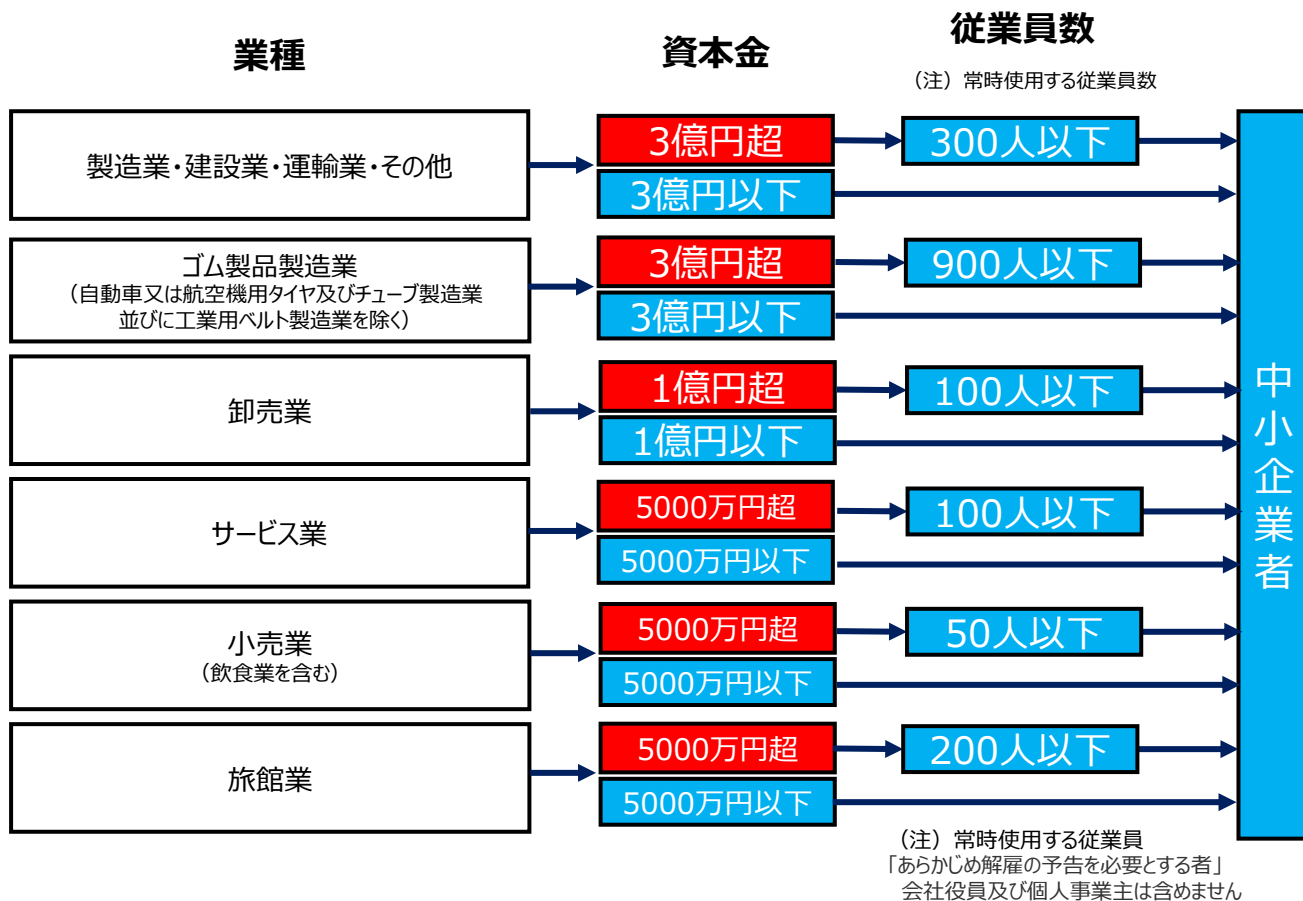
●法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、士業法人
①～④（p1～4）のいずれかに該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

●法人B：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、
農事組合法人 など
⑤（p5）のいずれかに該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

●個人事業者
⑥（p6）に該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人】

①資本金及び従業員数がともに申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る法人である



資本金・従業員数
いずれも超えている

= 大企業

交付対象外

【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人】

② 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

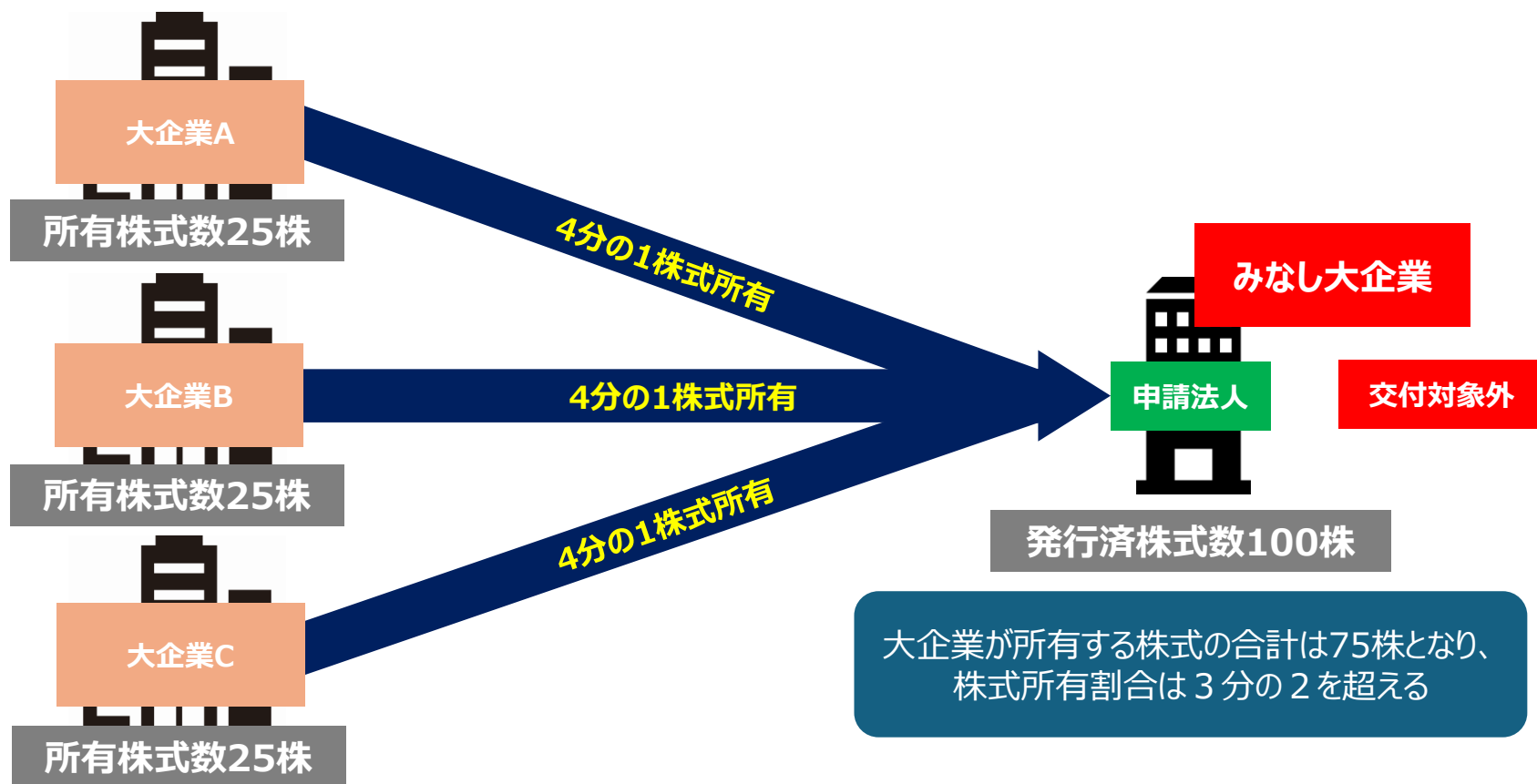


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人】

③ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

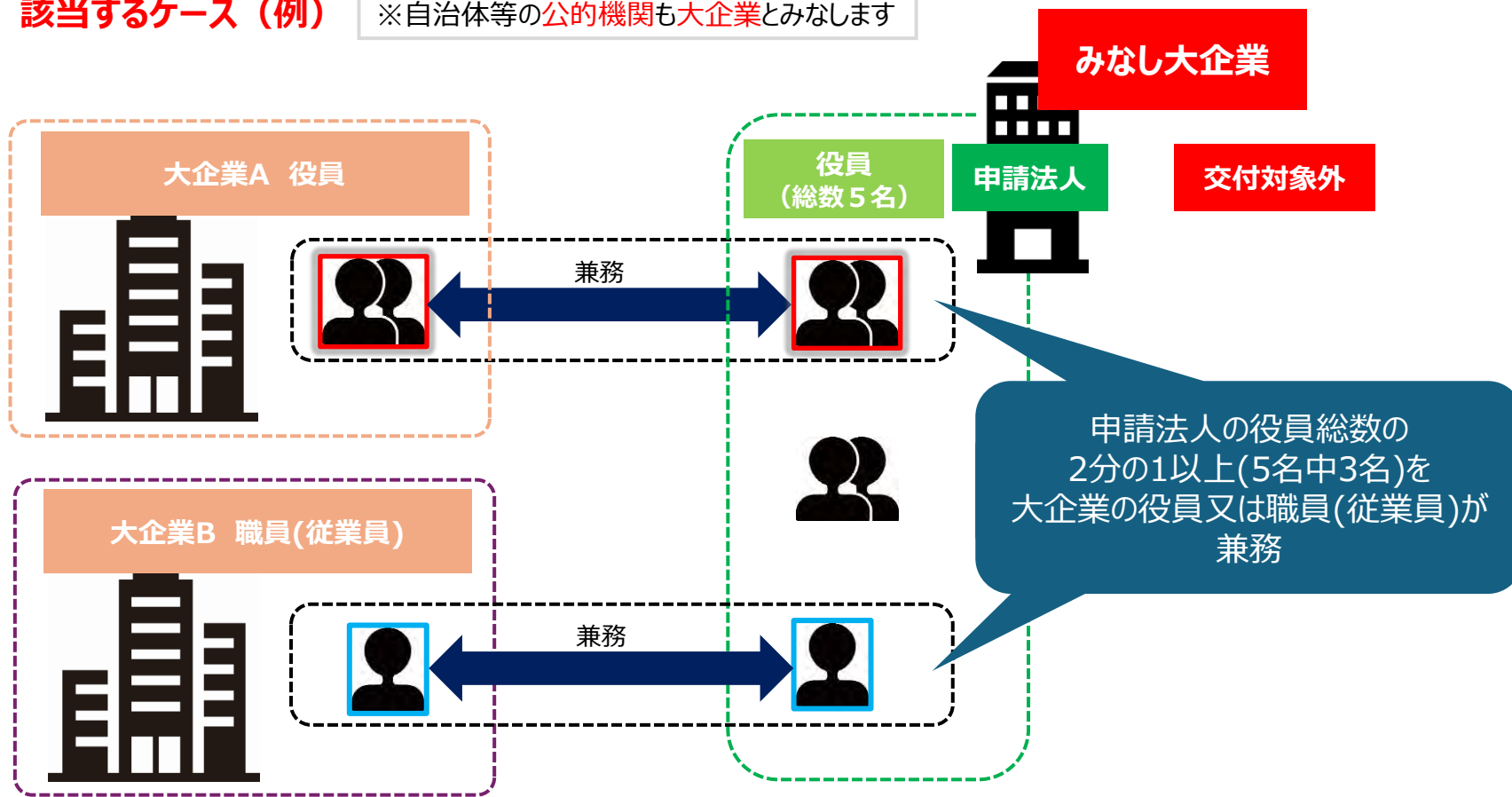


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、士業法人】

④役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している

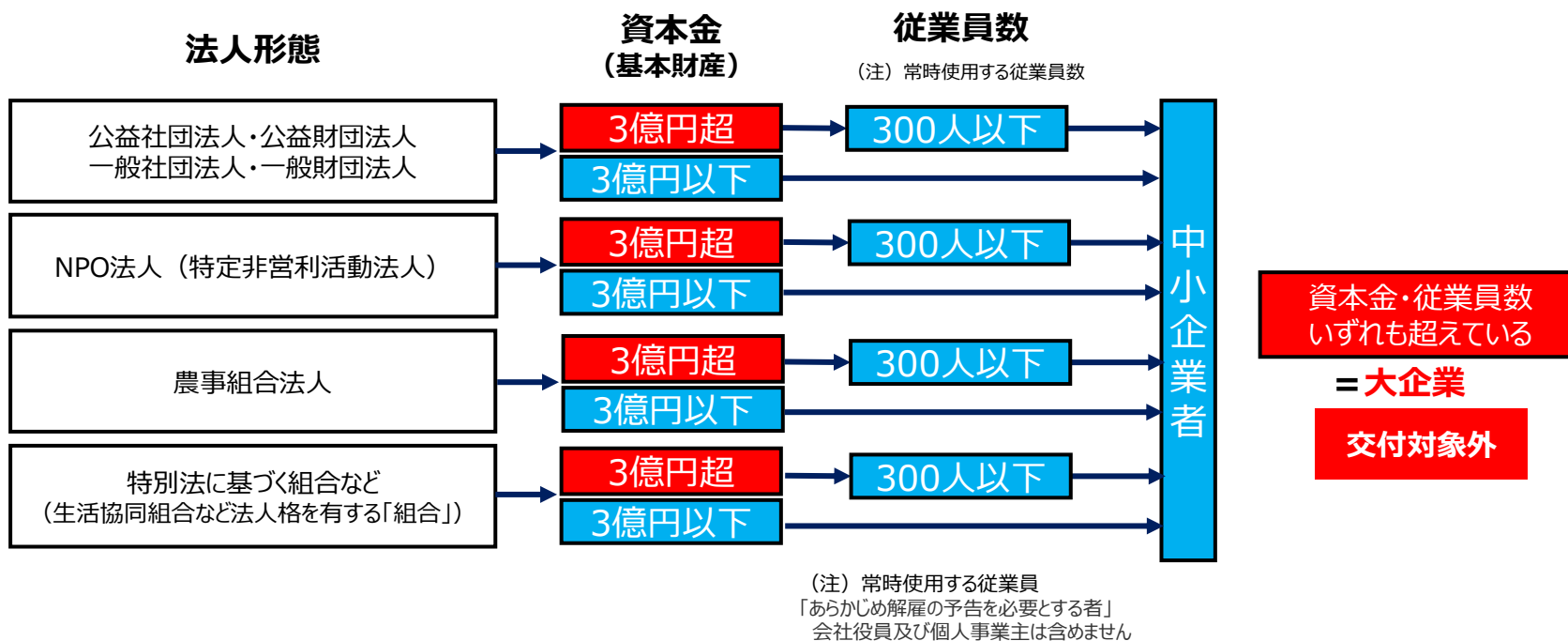
該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします



【法人B：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、農事組合法人など】

⑤資本金の額（公益法人等の場合は、基本財産の額）が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の法人である



【個人事業者】

⑥従業員数が申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る個人事業者である

